

要請訪問 要項 (公立幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校)

	要 請 訪 問 A	要 請 訪 問 B
1 目 的	研究保育・授業に伴う保育・授業研究会において指導助言を行い、指導方法・技術等の向上を図る。	実践課題や研究主題の協議において指導助言を行い、郡市町村単位の研修及び文部科学省・県指定研究校の校内研修、ICTの活用や教育の情報化、及び特別支援教育、小学校外国語教育に関する研修の充実と指導力の向上を図る。
2 実施方法	・県内公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校からの要請に応じて訪問する。	・研究主題・教科等を考慮して訪問する。 ・指導主事以外の訪問については、地域を考慮する。
3 派遣者	・学校教育指導員（自校に該当教科の指導教諭がない場合に限る。） ・学校訪問指導員 ・総合教育センター指導主事（学力テストの課題解決や学習ガイドの活用に関する派遣に限る。）	・指導主事 ・学校教育指導員（郡市町村単位の研修を除く。） ・学校訪問指導員
4 訪問期日	5月から2月末まで（学校教育指導員の訪問は5月から1月末まで）	
5 実施内容	課題や研究主題等について協議し、指導助言を行う。	
6 申請方法	① 要請訪問申請書は、別記様式により、 <u>訪問希望日の1か月前までに、担当指導主事が所属する各課（総合教育センター内各課・義務教育課・体育健康安全課・人権教育課）</u> まで送付する。 ② 派遣者名を、所属長から申請校に連絡する。 ③ 申請者は、日程・研究課題を記載したもの、指導案等を作成し、 <u>訪問日の1週間前（必着）までに、派遣者まで送付する。</u>	
7 そ の 他	※学校教育指導員、学校訪問指導員による要請訪問について ① 派遣を希望する園・学校は、あらかじめ総合教育センターの担当に連絡し、当該派遣要請の可否を確認する。その後、要請訪問申請書をメールで担当に送付する。 連絡先：総合教育センター 学校経営支援課 経営支援担当 平田 聡美 〔電話〕088-672-6420 〔ファクシミリ〕088-672-6411 〔メール〕hirata_satomi_1@mt.tokushima-ec.ed.jp ② 学校教育指導員への要請回数は、原則として1校からは要請訪問A・Bあわせて3回以内とする。なお、各学校教育指導員の派遣回数は年間5回を超えないこととする。 ③ 学校訪問指導員も学校教育指導員に準ずる。	

※ 要請訪問申請書は総合教育センターウェブサイトからダウンロードできます。